

ASOBI International規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「あそびインターナショナル」と称し、英名及び略称を「ASOBI International」とする。

(事務局)

第2条 本会は、第28条に定める事務局を長野県内におき、これをもって本会の本部の所在地とする。

2 詳細な場所については、運営委員会で決定する。

(原 則)

第3条 本会は非営利団体であり、非政府組織である。

2 本会の活動は、すべて次の4原則に従う。

- (1) 非営利性(Non-profit)：利益の分配を主たる目的としない
- (2) 非政府性(Non-government)：政府や地方自治体から独立した組織運営をする
- (3) 自律性：特定の政党や宗教に縛られず、独自の理念と目的に基づき活動する
- (4) 公益性：個人の利益だけでなく、不特定多数の者の利益や、人権擁護、環境保護などの公益の増進を目指す

(目 的)

第4条 本会は、国内外の支援を必要とする人に対する「あそび」を通じた持続可能な支援活動を行い、誰もが共に楽しむことができる豊かな国際社会の実現に寄与することを目的とする。同時に、若者の社会参画への意欲を喚起し、社会課題の解決に主体的に取り組む人材の育成を目指す。

(事 業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するために、次のことを実施する。

- (1) 社会課題の解決及び公共の福祉の増進に資する支援、助成その他の社会貢献活動に関する事業
- (2) 社会課題に関する調査、研究、情報収集、普及及び啓発に関する事業
- (3) 社会課題の解決に取り組む若者の育成及び活動支援に関する事業
- (4) 前各号に附帯又は関連する事業

第2章 会 員

(会 員)

第6条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同して入会し、本会の運営及び事業を推進する個人
- (2) ボランティア会員：本会の目的に賛同して入会し、本会の主催又は共催・後援する社会貢献活動に参加する個人又は団体
- (3) スポンサー会員：本会の目的に賛同して入会し、本会の事業を賛助する個人又は団体

2 スポンサー会員の区分及び各種会員の資格要件、権利及び義務その他必要な事項は、第32条に基づく規程等で別に定める。

(入 会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、所定の書式により、事務局長に入会を申し込むものとする。

2 運営委員会は前項の申し込みがあったとき、第6条第2項に定める基準に則りこれを審査し、入会の可否を決する。

3 運営委員会が第1項の者の入会を認めない決定をしたときは、事務局長は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、運営委員会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(資格喪失)

第9条 会員が各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 会費を1年以上滞納し、運営委員会がこれを催告しても応じないとき
- (4) 第11条の規定により除名されたとき

(退 会)

第10条 会員は、所定の書式により退会届を事務局長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、運営委員会において、当該会員を除名することができる。

(1) この規約及び第32条に基づく規程等に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

(協 力)

第13条 本会の会員は、本会の目的の達成及び事業の遂行に協力し、本会の機関が決定した方針及び決議を尊重する。

第3章 役 員

(役 員)

第14条 本会に、次の役員をおく。

(1) 代表 1名以上2名以内

(2) 事務局長 1名

(3) 運営委員 10名以内

(4) 監査役 2名以内

2 運営委員は、運営委員会が候補者を選出し、総会において選任する。

3 代表及び事務局長は、運営委員の互選とする。ただし、代表及び事務局長は、運営委員を兼務するものとする。

4 監査役は、総会において選任する。

5 監査役は他の役員について、相互に兼務できないものとする。

6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。

(職 務)

第15条 代表及び事務局長は、本会を代表し、その業務を執行する。

- 2 代表は、本会の業務の一切を総理する。
- 3 事務局長は、代表を補佐し、本会の事務及び日常の業務を統括する。
- 4 代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、次の順序により、他の会員が一時的にその職務を代行する。
 - (1) 共同代表を置く場合は、事故等のない代表
 - (2) 事務局長
 - (3) その他の運営委員による互選
 - (4) 総会における選任
- 5 運営委員は、定期運営委員会のとき及び役員又は最高顧問のいずれか1名以上から請求があったとき、自己の業務執行の状況を運営委員会で報告しなければならない。
- 6 監査役は、本会の会計及び役員の職務執行状況を監査する。

(任 期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後においても、新たに後任者が選任されるまでは、第1項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(解 任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によりその役員を解任することができる。

- (1) 職務の執行に著しい問題が認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他法令違反等、役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(報 酬)

第18条 役員の報酬及び費用の支弁は、第32条に基づく規程等で別に定める。

- 2 役員が本会と自己又は第三者のために取引を行い、又は利益相反のおそれのある事項については、あらかじめ運営委員会の承認を受けなければならない。
- 3 前項の事項については、当該役員は議決に加わることができない。

第4章 運営委員会

(構成)

第19条 運営委員会は、すべての運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会における議決権は、運営委員1名につき1個とする。
- 3 監査役及び最高顧問は、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。
- 4 代表は、必要があると認めるときは、顧問その他の者に対して運営委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(権限)

第20条 運営委員会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 業務報告及び決算の承認並びに総会への付議
- (3) 代表及び事務局長の選任及び解任
- (4) その他本会の運営及び業務執行に関する重要な事項

(開催)

第21条 運営委員会は、代表又は事務局長が必要と認めたときに代表が招集する。

- 2 運営委員会は過半数の運営委員の出席をもって成立する。
- 3 運営委員会の議長は事務局長とする。
- 4 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 運営委員会の開催方法は、運営委員が同一の場所に集合しての開催を原則とするが、テレビ会議システム等を用いての開催、もしくは前記の方法を複合しての開催も可とする。

(書面表決)

第22条 やむを得ない理由のため会議に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において書面表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

- 2 前項のほか、運営委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の運営委員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 運営委員の現在数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過要領及び発言の要旨
- 2 出席した代表、事務局長及び監査役は、前項の議事録に署名しなければならない。
 - 3 代表及び事務局長の選任を行う運営委員会については、他の出席した運営委員も署名する。

第5章 総 会

(構 成)

第24条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、総会の構成員1名につき1個とする。
- 3 監査役及び顧問並びに最高顧問は、総会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(権 限)

第25条 総会は、次の事項に限り決議する。

- (1) 運営委員及び監査役の選任及び解任
 - (2) この規約の変更
 - (3) 解散及び残余財産の処分
 - (4) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止
 - (5) 運営委員会が総会の議決を求めることを決定した事項
 - (6) 前各号に定めるもののほか、この規約及び第32条に基づく規程等に定める事項
- 2 前項第2号から第4号までの決議については、出席した総会の構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(開 催)

第26条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定期総会は、毎事業年度終了後3か月以内に代表が招集する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に代表が招集する。
 - (1) 役員の1名以上が運営委員会に開催の請求をしたとき
 - (2) 総会の構成員の5分の1以上にあたる数の構成員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求が事務局にあったとき

(準 用)

第27条 その他、本会の総会の運営に必要な事項については、第21条第2項から第5項及び第22条並びに第23条第1項及び第2項の規定を準用する。ただし、「運営委員会」は「総会」に、「運営委員」は「総会の構成員」にそれぞれ読み替えるものとする。

2 総会の議長は事務局長とする。

第6章 事務局及び顧問

(事務局)

第28条 本会は、事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局長は事務局を統括し、代表を補佐して本会の実務を司るほか、運営委員会の議決に基づいて業務を執行する。

3 代表は、本会の業務の執行に関し、事務局長に対し必要な助言又は要請を行うことができる。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、第32条に基づく規程等で別に定める。

(委員会)

第29条 本会の事業を円滑に推進するため、事務局の下に、企画委員会、調査委員会、広報委員会その他必要な委員会を置くことができる。

2 委員会の設置は、運営委員会の承認を経て、事務局長が行う。

3 委員会の委員長及び委員は、事務局長が指名する。

4 運営委員会は、その権限に属する事項について、委員会に調査、審査又は検討を付託することができる。

5 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、第32条に基づく規程等で別に定める。

(顧 問)

第30条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、運営委員会の決議を経て代表が委嘱する。解任も同様の手続きとする。

3 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

4 顧問は、運営委員会及び代表並びに事務局長の組織の諮問に応じる。

5 顧問の報酬については、第32条に基づく規程等で別に定める。

(最高顧問)

第31条 本会に、最高顧問を若干名置くことができる。

- 2 最高顧問は、本会の創立者及び創立者の指名する者に、総会の議決を経て代表が委嘱する。解任も同様の手続きとする。
- 3 最高顧問の任期は、特に定めない。ただし、創立者が指名する者については、その指名において定める期間とする。
- 4 最高顧問は、本会の運営及び業務に関し、運営委員会及び代表並びに事務局長その他の組織に対して、随時、自発的に意見を述べ、又は提言を行うことができる。
- 5 最高顧問の報酬については、第32条に基づく規程等で別に定める。

第7章 雑 則

(規程等)

第32条 本会は、この規約の施行及び運営に必要な事項の一切について、次の各号に定める規程等を定めることができる。ただし、規程等は法令及びこの規約に反しない範囲で、次の順番に優先されるものとする。

- (1) 規則：運営委員会の承認を経た後、総会の構成員の3分の2以上の多数による決議による
- (2) 規程：運営委員会の決議による
- (3) 通達：事務局長の決裁による
- 2 各規程類の改定及び廃止についても、制定時と同じ手順で行う。
- 3 通達は、次に掲げる事項について発するものとする。
 - (1) 一時的業務上の措置
 - (2) この規約及び本条に基づく規程等の説明解釈及び施行に必要な措置
 - (3) 事務の執行その他運営に必要な事項
- 4 規程管理に関する事項は事務局が取り扱う。規程の解釈について疑義が生じた場合、事務局長は当該規程の運用に関わる者と協議し、必要に応じて代表の承認を得て解決するものとする。
- 5 会員は、規程等の制定、改正又は廃止を運営委員会に求めることができる。
- 6 本会に携わる者は、すべて規程等を遵守しなければならない。

(会 計)

第33条 事務局長は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、決算書を作成し、運営委員会の承認を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委 任)

第35条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、第32条に基づく規程等及び運営委員会の決議により別に定める。

附則

※個人情報保護のため、設立時の役員名簿、創立者の住所・署名等の個人情報を含む設立関係書類は公開していません。

1 本会の設立時の役員及び正会員は次のとおりとし、これをもって第31条第2項及び第3項における創立者とする。

(省略)

2 本会の設立初年度の事業年度及び設立時役員の任期は、成立の日から2027年3月31日までとする。

3 本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、0円とする。

以上、あそびインターナショナルの設立にあたり、創立者全員の同意によりこの規約を定め、これを証するため、以下に全員が署名する。

令和8年7月23日

(署名省略)

以上、この規約は原本1通を作成し、創立者全員が署名の上、事務局において保管する。